

○盛岡市体育館条例

平成4年3月24日条例第69号

改正

平成4年12月21日条例第95号
平成6年3月30日条例第20号
平成8年3月28日条例第22号
平成9年3月27日条例第10号
平成12年3月30日条例第28号
平成16年12月27日条例第50号
平成17年3月30日条例第20号
平成17年12月26日条例第115号
平成23年8月30日条例第32号
平成23年12月26日条例第49号
平成24年7月6日条例第27号
平成27年12月24日条例第53号

盛岡市体育館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、体育館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 体育館を次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡体育館	盛岡市上田三丁目17番60号
盛岡市都南体育館	盛岡市津志田14地割19番地1
盛岡市飯岡体育館	盛岡市下飯岡8地割86番地
盛岡市乙部体育館	盛岡市乙部6地割79番地1
盛岡市好摩体育館	盛岡市好摩字野中69番地48

(開館時間)

第3条 体育館の開館時間は、午前8時30分（盛岡体育館にあつては、午前9時）から午後9時までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する体育館にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

- (1) 毎月第3月曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
(使用の許可等)

第5条 体育館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、体育館の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の管理上適当でないとき。

3 市長は、体育館の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、体育館の管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは体育館からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 前条第3項の条件に違反したとき。

(禁止行為)

第7条 使用者は、体育館において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をすること。
- (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

(使用料)

第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。

2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。

3 使用料は、許可の際に徴収する。

(利用料金)

第9条 指定管理者が管理する体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。

2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 使用者は、第5条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する体育館にあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。

(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が個人で使用するとき並びに障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により体育館を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第12条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 体育館（好摩体育館を除く。次条、第17条及び第18条において同じ。）の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手続)

第14条 体育館の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

(1) 市民の平等な使用が確保されること。

(2) サービスの向上が図られること。

(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。

(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

(指定等の告示)

第15条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第16条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第17条 指定管理者の行う体育館の管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。

(2) 取得した個人情報に適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第18条 体育館の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。

(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。

(3) 第5条第1項の許可を行うこと。

(4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。

(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。

(6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは体育館からの退去を命ずること。

(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、体育館の管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第19条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 業務の実施状況

(2) 使用者の数

(3) 利用料金の収入実績

(4) 管理経費の収支状況

(5) その他市長が必要があると認めた事項

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 盛岡体育館設置条例（昭和32年条例第46号）
 - (2) 盛岡体育館の使用に関する条例（昭和32年条例第47号）
- 3 この条例の施行前に盛岡体育館の使用に関する条例の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 4 この条例の施行前に盛岡体育館の使用に関する条例の規定に基づき許可を受けた者の当該許可に係る使用料については、同条例の例による。
- 5 都南村の編入の日前に旧都南村体育館条例（昭和47年都南村条例第10号。以下「旧都南村条例」という。）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 6 都南村の編入の日前に旧都南村条例の規定に基づき許可を受けた者の当該許可に係る使用料については、旧都南村条例の例による。

附 則（平成4年条例第95号抄）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第20号）

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

附 則（平成8年条例第22号）

この条例は、平成8年5月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第10号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第28号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされた許可の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされている許可の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則（平成16年条例第50号抄）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項及び第4項(第1条の改正規定に限る。)の規定 公布の日

(2) 第16条の規定 平成17年4月1日

2 この条例の施行の際第1条から第3条まで、第7条から第10条まで、第12条、第13条、第15条、第17条から第32条まで、第34条及び第35条の規定による改正前のそれぞれの条例(以下「改正前の各条例」という。)の規定により市長若しくは教育委員会が行った許可で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の各条例の規定により市長若しくは教育委員会に対してなされた申請で施行日以後において指定管理者が行うこととなる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。

3 第1条から第13条まで、第15条及び第17条から第35条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定による指定管理者の指定の手續及び当該指定の告示は、施行日前においても行うことができる。

附 則 (平成17年条例第20号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第115号)

1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

2 玉山村編入の日前に旧村営好摩地区体育館設置及び管理に関する条例(昭和58年玉山村条例第2号)の規定に基づきなされた手續、処分その他の行為は、改正後の盛岡市体育館条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則 (平成23年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年条例第49号)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に改正前のそれぞれの条例の規定に基づきなされた手續、処分その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則 (平成24年条例第27号)

1 この条例は、平成24年7月24日から施行する。

2 改正後の盛岡市体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年条例第53号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

（１） 盛岡体育館

ア 貸切使用の場合の使用料

区分	土曜日及び休日 (1時間までごとに)			土曜日及び休日以外の日 (1時間までごとに)		
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
アリーナ	2,500円	3,500円	4,000円	2,000円	2,500円	3,000円
控室	100円			100円		
研修室	500円			500円		
体力測定室	500円			500円		

備考

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）をいう。
- 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額とする。
- アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
- 機械又は器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。
- 12月1日から翌年の3月31日までの期間にアリーナを使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める暖房設備の使用料の額を加算した額とする。

イ 一般使用の場合の使用料

区分		一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童
アリーナ（1人1回につき）		400円	300円	200円
トレーニングルーム	普通使用（1回につき）	400円	300円	200円
	回数使用（6回につき）	2,000円	1,500円	1,000円

（２） 盛岡市都南体育館、盛岡市飯岡体育館及び盛岡市乙部体育館

区分			一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童
貸切使用（1時間までごとに）	盛岡市都南体育館	アリーナ	800円	400円	400円
		会議室	200円	100円	100円
	盛岡市飯岡体育館及び盛岡市乙部体育館	アリーナ	600円	300円	300円
一般使用（1人1回につき）			100円	50円	20円

備考

- 貸切使用の場合において、アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
- 貸切使用の場合において、照明設備を使用し、又は機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。

（3）盛岡市好摩体育館

ア 貸切使用の場合の使用料

区分				1時間までごとに	1日までごとに
アリーナ	料金を徴収しない場合	アマチュア競技に使用する場合	一般	840円	5,360円
			高等学校生徒以下の者	420円	2,680円
		その他の催しに使用する場合		1,040円	6,720円
	料金を徴収する場合	アマチュア競技に使用する場合	一般	2,080円	13,440円
			高等学校生徒以下の者	1,040円	6,720円
		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	4,200円	26,880円
			営利を目的とする場合	8,400円	53,760円
柔道場	アマチュア競技に使用する場合	一般		160円	1,020円
		高等学校生徒以下の者		80円	510円
	その他の催しに使用する場合			240円	1,530円

備考

- 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。

- 2 「1日」とは、午前8時30分から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。
 - 3 アリーナをアマチュア競技に使用する場合において、アリーナの2分の1を使用するときの使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
 - 4 照明設備若しくは暖房設備を使用し、又は機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。
- イ アリーナの一般使用の場合の使用料 1人1時間までごとに、一般にあっては100円、高等学校生徒以下の者にあっては50円